# 平成21年3月甲良町議会定例会会議録

平成21年3月19日(木曜日)

# ◎本日の会議に付した事件 (議事日程)

| 第 1 |        | 会議録署名議員の指名                |
|-----|--------|---------------------------|
| 第 2 | 議案第2号  | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべ |
|     |        | き事件に関する条例                 |
| 第 3 | 議案第3号  | 甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を |
|     |        | 改正する条例                    |
| 第 4 | 議案第4号  | 甲良町下水道条例の一部を改正する条例        |
| 第 5 | 議案第5号  | 甲良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例    |
| 第 6 | 議案第6号  | 甲良町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例      |
| 第 7 | 議案第7号  | 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例       |
| 第8  | 議案第14号 | 平成21年度甲良町一般会計予算           |
| 第 9 | 議案第15号 | 平成21年度甲良町国民健康保険特別会計予算     |
| 第10 | 議案第16号 | 平成21年度甲良町老人保健医療事業特別会計予算   |
| 第11 | 議案第17号 | 平成21年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算  |
| 第12 | 議案第18号 | 平成21年度甲良町介護保険特別会計予算       |
| 第13 | 議案第19号 | 平成21年度甲良町墓地公園事業特別会計予算     |
| 第14 | 議案第20号 | 平成21年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予 |
|     |        | 算                         |
| 第15 | 議案第21号 | 平成21年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算   |
| 第16 | 議案第22号 | 平成21年度甲良町下水道事業特別会計予算      |
| 第17 | 議案第23号 | 平成21年度甲良町水道事業会計予算         |
| 第18 |        | 議員派遣について                  |
|     |        |                           |

#### ◎会議に出席した議員(11名)

第19

| 1番  | 濱 | 野 | 圭  | 市  | 3番  | 木 | 村 |   | 修 |
|-----|---|---|----|----|-----|---|---|---|---|
| 4番  | 金 | 澤 |    | 博  | 5番  | Щ | 﨑 | 昭 | 次 |
| 6番  | 宮 | 嵜 | 光  | _  | 7番  | 建 | 部 | 孝 | 夫 |
| 8番  | 藤 | 堂 | _  | 彦  | 9番  | 西 | 澤 | 伸 | 明 |
| 10番 | 藤 | 堂 | 与三 | 三郎 | 11番 | 北 | Ш | 豊 | 昭 |

第20 議案第24号 平成20年度一般会計補正予算(第6号) 第21 議案第25号 甲良町課設置条例の一部を改正する条例

委員会の閉会中における継続審査および調査について

12番 山 田 壽 一

# ◎会議に欠席した議員

2番 丸 山 恵 二

# ◎会議に出席した説明員

| 町 長    | Щ | 﨑 | 義  | 勝  | Ž                     | 教           | 育   | 長   | 藤 | 原   | 新  | 祐  |
|--------|---|---|----|----|-----------------------|-------------|-----|-----|---|-----|----|----|
| 総務主監   | 野 | 瀬 | 喜り | 人男 | <del>-</del>          | 会計          | 管理  | 11者 | 橋 | 本   | 敏  | 治  |
| 教育次長   | Ш | 並 | 孝  | _  | J.                    | 広域          | 行政  | 主監  | 宮 | 崎   | 與志 | 男  |
| 保健福祉主監 | Щ | 﨑 | 義  | 幸  | $\bar{\mathcal{P}}_2$ | 産業          | 振興  | 主監  | 茶 | 木   | 朝  | 雄  |
| 建設水道主監 | 中 | Щ |    | 進  | ,                     | 人 柞         | 雀 主 | 監   | 村 | 田   | 和夕 | 、廣 |
| 総務課長   | Щ | 本 | 貢  | 造  | $\bar{\mathcal{P}}_2$ | 産業          | 振興語 | 課長  | 米 | 田   | 義  | 正  |
| 人権対策課長 | Щ | 本 |    | 昇  | <b>1</b>              | 锐 矛         | 务 課 | 長   | 小 | JII | 昭  | 雄  |
| 保健福祉課長 | 松 | 原 | 歌  | 子  | 3                     | 建言          | 少 課 | 長   | 若 | 林   | 嘉  | 昭  |
| 水道課参事  | 陌 | 間 |    | 守  | <u> </u>              | <b>奎業</b> 技 | 長興課 | 参事  | Ш | 嶋   | 幸  | 泰  |

# ◎議場に出席した事務局職員

事務局長大橋久和書記宝来正恵

#### (午後 2時00分 開会)

○山田議長 ただいまの出席議員数は11名であります。

議員定足数に達しておりますので、平成21年3月甲良町議会第3日目を 開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 木村議員および4番 金澤議員を指名します。

まず、議事に入ります前に、去る3月6日の本会議の西澤議員の一般質問 において紛糾した件について、私の見解を述べさせていただきます。

去る3月6日、今3月定例議会一般質問において、西澤議員の一般項目の うち、尼子駅前整備事業にかかわる土地問題について、本会議における次の 議長見解をもって本件を収束することにする。

結論。

議長として尼子駅整備事業に係る土地問題の一般質問は今後一切受け付けません。

結論を導いた根拠。

この件に関して、平成9年3月7日に、甲良町議会に調査委員会が設置され、平成10年6月18日に尼子駅周辺整備に関する調査特別委員会委員長から議長あてに審査報告書が提出され、審査の結果は、疑惑の懸念は今日までの調査期間中に解消し、疑惑なしとすると結ばれ、議会における公式報告を重視し、尊重すべきことと考えることであります。

次に、山﨑町長におかれては、西澤議員の一般質問答弁に際し、町長から 数点に及ぶ議会への投げかけと町長コメントをされたことに関しては、町の 立場を誤解させ、今後の審議に影響すると議長に注意を促すことはできると しても、常に冷静かつ真摯に受けとめ、町と議会はその権限を侵されず対等 との立場を堅持されることを今後十分認識されるよう、切にお願いするもの でございます。

さらに、西澤議員からは、平成21年3月9日付で、本職に山﨑町長の議事運営干渉の中止を求める要請書が提出されました。その内容は、議会の議決権のほか、町長の議会対応を求める発言は、議会運営の介入等で排除すること、およびかかる行為の禁止を直近の本会議で明確に申し渡すこととの要請がありました。本件については、議題の平成17年12月議会と今回の一般質問とは同一趣旨であり、西澤議員が要請書に記されている取り下げ理由

は、今後町と議員が感情的かつ派生的な問題になりかねない危惧を抱くものであります。

議会は、住民を代表して重要な事件を審査し、決定し、行政を批判、監視する機関である。したがって、理由があれば批判、攻撃も、また問題についての追及もいかに鋭くしてもよいと思いますが、しかし、批判、攻撃そのものが目的でなく、あくまでも行政を合理的、法律的に行わせることが目的であると考えます。

要するに、厳しさの中に温かみのある言葉で批判し、説得力のある、実現可能な具体的代案をもって臨む心構えが必要であります。町行政におかれては、繰り返しになりますが、町と議会は互いに独立し、対等の立場と地位であることを十分理解され、議会の地位の重要性を認識願います。

また、未熟な議長でありますから、議会運営に戸惑いがあることが考えられます。今後とも地方自治法第132条の議員の品位の保持を胸に、議員各位のさらなるご支援をお願いいたしまして、本事件の議長裁定といたします。以上。

西澤議員。

### 〇西澤議員 9番 西澤です。

現在、今、議長が読み上げていただきました議長裁定なるものの大部分は 賛同するものであります。しかし、以後の尼子駅についての質問は受け付け ない。こういう点についてはあくまで議長の見解であり、現に、以前も言い ましたように、土地はそのときにそのままに残っている。こういう点でもど う考えるのかという点では、町長の基本的見解、基本的姿勢を改めて説明す るというのが大事であります。もとより、先ほどの議長裁定の中にありまし た、議会に対して促すことができないというのが今回の事態の中心点である 点で、私はその部分納得できないという点では、町長、それから行政当局は 議会に対してサジェスチョンできない。つまり、こうせえ、ああせえと言う ことはできないということをはっきり原則で確認する必要があるというふう に私は思いますので、見解を述べておきたいと思います。

〇山田議長 私の見解としては、平成9年の調査委員会で、また10年に特別 委員会の委員長からの議会に対しての報告がなされておりますので、議会と してはそういう問題は取り扱わないという意味を持ってこういう発言をいた したのであります。

以上です。

それでは、町長から、追加議案の提案説明があります。

町長。

○山崎町長 本日は何かとお忙しいところ、3月定例会最終日にご出席をいた

だきまして、まことにありがとうございます。3月5日に招集いたしました 今期定例議会につきましては、付託案件について予算決算常任委員会ならび に所轄の2常任委員会、また一般質問、本会議を開催いただき、慎重にご審 議等賜り、厚く御礼申し上げます。

ただいま一般質問時に起きました私の行動につきまして議長裁定をいただきました。真摯に受けとめまして、今後行政執行に当たってまいりたいというように思っています。

本日、追加させていただきます案件2件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第24号は、甲良町一般会計補正予算(第6号)で、1億3,867万4,000円を増額し、補正後の予算額の総額を37億4,241万5,000円とするものであります。

その内容は、定額給付金および子育て応援特別手当の支給による補正であります。これは、今月4日に定額給付金関連法案が成立したことを受けて行うものであります。

議案第25号は、甲良町課設置条例の一部を改正する条例で、平成21年度から新たに収納促進課を設置いたしたいものであります。この課の担当業務は、昨年度から滋賀地方税滞納整理機構が県に設置され、県職員と町職員が共同で個人住民税を中心に徴収を行い、税収確保と滞納整理技術の向上を図るために発足した組織で、平成21年度から本町職員1人を県に派遣し、4人のチームが下半期の6カ月間本町に勤務し、職務を行うものであります。

以上、簡単ではございますが、何とぞよろしくご審議いただき、付託案件 ともども適切な議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、提案 説明といたします。

〇山田議長 次に、日程第2 議案第2号および日程第3 議案第3号、日程 第6 議案第6号、日程第7 議案第7号については、総務民生常任委員会 に、また、日程第4 議案第4号および日程第5 議案第5号については、 産業建設文教常任委員会に、日程第8 議案第14号から日程第17 議案 第23号については、予算決算常任委員会に付託され、審査が行われまして、 その報告書が提出されております。

まず最初に、総務民生常任委員会の審査報告を求めます。 山﨑副委員長。

〇山崎総務民生常任委員会副委員長 ご報告申し上げます。

平成21年3月19日。

甲良町議会議長 山田壽一様。

甲良町議会総務民生常任委員会副委員長 山﨑昭次。

総務民生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会 議規則第77条の規定により報告します。

1、審查結果。

議案第2号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例。

審查結果、原案可決。

議案第3号 甲良町勤務時間、休暇等に関する条例等国民健康保険税条例 の一部を改正する条例。

審查結果、原案可決。

議案第6号 甲良町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例。

審查結果、原案可決。

議案第7号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例。

審查結果、原案可決。

次に、審査経過。

(1) 議案第2号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例。

中心市宣言、彦根市がマネジメント・指導を持つことになっているが、見解はとの問いに、当然彦根市のリーダーシップがポイントとなるとのことであった。

他町がどんな協定を結んでいるかわかるのか、また、甲良町でわかる仕組みがあるのかとの問いに、横連携の具体の動きがないが、当然事前の連絡調整があるものと思っているとのことであった。

先行団体として応募したが、8月25日以前に議会に説明があったのかとの問いに、彦根市は7月24日の総務省説明会から取り組みが始まり、甲良町では9月の全協で説明してから具体的に動き出したとのことであった。

ほかにもいろいろ質疑があった。

(2) 議案第3号 甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例。

第6条第2項の休息時間が削除された法的な根拠はとの問いに、今までに 条例の削除すべきことができていなかったので、今回の改正にあわせ削除し たとのことであった。以前は労働基準法に休憩時間があったが、今はないの かとの問いに、全面改正で削除されたとのことであった。

行政として就労時間と休憩時間を分けて指導するべきだと思うがとのことに、4月に向けて、勤務時間の短縮が住民に与える影響を極力少なくするように一定のけじめをつけるとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑があった。

(3) 議案第6号 甲良町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例。

交付額算定の対象となるのは、地域支援事業を除くとなっているがなぜか との問いに、市町村が事業主体として介護予防事業と包括的支援事業で予算 計上しているので、直接ヘルパー等の処遇改善には当たらないので除くとの ことであった。

ほかにもいろいろな質疑があった。

(4) 議案第7号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例。

保険料を引き上げないで済む方法が検討されたと思うが、その経過と見解をとのことに、今の時代やから値上げせずにいきたいという気持ちで甲良町高齢者保健福祉審議会に諮ったが、高齢化率の高まりとサービスの利用率の上昇に伴い、自然増の値上げ分は仕方がないとのことであり、基金を取り崩しを行いつつ、値上げ幅を最小限に抑えた設定であるとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑があった。

以上です。

第3号、訂正をお願いします。

議案第3号 甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正 する条例となっています。

**〇山田議長** ただいまの総務民生常任副委員長の報告に対しまして、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。 次に、産業建設文教常任委員会の審査報告を求めます。 宮嵜委員長。

○宮嵜産業建設文教常任委員会委員長 平成21年3月19日。

甲良町議会議長 山田壽一様。

甲良町議会産業建設文教常任委員会委員長 宮嵜光一。

産業建設文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審查結果。

議案第4号 甲良町下水道条例の一部を改正する条例。

審査の結果、原案可決。

議案第5号 甲良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

審査の結果、原案可決。

2、審查経過。

(1) 議案第4号 甲良町下水道条例の一部を改正する条例。

ほう素含有量はどこで計測しているかとの問いに、町内2カ所で、滋賀県 の公害防止条例の施行規則にかかわる除害施設が必要な事業所について検査 の結果を求めることになっているとのことであった。

規定量を超えた場合どうかとの問いに、ほう素については自然界でも存在していて、海水や土の中にも含まれるものである。ほう酸団子ということで殺虫剤に使用されていて、毒性としてはあまり強くないもので、腎臓の機能を持っていない昆虫によく効き、ほ乳類には解毒作用があるので、特定の甚大な影響が出るものではないとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑があった。

(2) 議案第5号 甲良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

道路台帳が整備されているので、それを利用して占用電柱などの位置を明確にしてはどうかとの問いに、そのように検討するとのことであった。

道路外での町有地も単価は同じかとの問いに、単価は同じとのことであった。

また、上空に引いてある電線については補償があるかとの問いに、高圧線 はあるが、電柱はそれに含まれると解釈するとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑があった。

以上でございます。

**〇山田議長** ただいま産業建設文教常任委員長の報告に対しまして、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇山田議長** ないようですから、これで質疑を終わります。 次に、予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

〇北川予算決算常任委員会委員長 甲良町議会常任委員会の審査報告を申し上 げます。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおりでしたので、会議 規則第77条の規定により報告します。

審査結果。

北川委員長。

事件番号、議案第14号 平成21年度甲良町一般会計予算。

議案第15号 平成21年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

議案第16号 平成21年度甲良町老人保健医療事業特別会計予算。

議案第17号 平成21年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

議案第18号 平成21年度甲良町介護保険特別会計予算。

議案第19号 平成21年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。

議案第20号 平成21年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

議案第21号 平成21年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算。

議案第22号 平成21年度甲良町下水道事業特別会計予算。

議案第23号 平成21年度甲良町水道事業会計予算。

審査結果、いずれも原案可決であります。

審查経過。

議案第14号 平成21年度甲良町一般会計予算。

歳入の部。基金の取り崩し後の残高は幾らかとの問いに、20年度末で9億39万円の残高見込み。そこから2億4,300万円を取り崩して当初予算に計上したとのことであった。

地方道路譲与税の減と地方揮発油譲与税の増は、道路特定財源の一般財源 化によるものなのかとの問いに、旧来からの道路関係の物であり、一般財源 化されたものであるとのことであった。

同和対策事業元利補給は100%出しているのかとの問いに、県は元利償還金の80%で計算しており、平成22年度で終了するとのことであった。

地籍調査事業補助金は、国と県の負担割合はとの問いに、国が2分の1で 県が4分の1とのことであった。

歳出の部。新総合計画審議会報酬や策定業務委託が計上されているが、今後の見通しはとの問いに、新甲良町総合計画策定方針について説明があった。 高齢者配食サービス、現在42名であり、今後も取り組んでいきたいとのことであった。

ハートフルセンター建設補助は何か。また、入所待機者はとの問いに、4億2,000万円で建設され、建設費用の借入金を大上3町で負担していて、20年間で返済するとのことであった。

妊婦健康診査事業の制度の内容をとの問いに、妊婦検診は14回受け、1回から5回は交付税で財政措置、6回から14回は2分の1が国庫補助で、後の2分の1は地方交付税で財政措置がなされ、2年間限りの全額交付税、国庫補助の財源手当てがされているとのことであった。

草、木くず処理、生ごみ処理機との併用はとの問いに、今後の課題として 検討していくとのことであった。

緊急雇用対策事業、ふるさと雇用対策事業の基本認識はどうなのかとの問いに、緊急雇用として1,086万1,000円、ふるさと雇用で289万8,000円の事業計画を提出し、額が確定すれば次回の補正対応でお願いしたいとのことであった。

園芸作物振興事業の要綱はできているのかとの問いに、上水道の施設 に30万円限度で2分の1の補助、上水道使用料の補助、ハウス園芸の水道 使用料、前年度ハウス使用料の2分の1を補助する。

ふるさと交流村計画運営協議会の委員は、公募による委員等15名で組織し、 運営協議会の設立をしていく。

緊急雇用で6カ月雇用、その後正規雇用なのかとの問いに、緊急雇用は6カ月、ふるさと雇用は1年以上、いずれも3カ年事業で一度だけ更新可能であるとのことであった。

名神高速道路西明寺橋緊急修繕工事委託で町が負担する理由はとの問いに、 公団と管理移管協定がされていて、現在甲良町管理の橋であり、修繕すると のことであった。

地籍調査の進捗状況はとの問いに、平成20年から呉竹地区13ヘクタール、新幹線から東側の圃場整備のできていない土地の地籍調査を実施していて、その結果、470筆、隣接関係を加えると573筆が関係する土地となり、来年度は地元推進委員と協会の立ち会いの上で、調査、測量を実施するとのことであった。

次世代育成行動計画作成業務委託の内容はとの問いに、5年に一度の見直 しで町内から十数名の検討委員会を委嘱し、専門の業者も入り作成するとの ことであった。

防火水槽を企業の団地の中に町が設置をするという必要性は何か。企業負担がなく全額町負担なのかとの問いに、本来、町が工業団地の開発時に防火水槽を設置しておくべきだったため設置することであった。

ほかにもいろいろ質疑や指摘があった。

議案第15号 平成21年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

特定健康診査等の事業に対し、国・県の補助が200万円、町の持ち出しが700万円、義務づけていれば国が財政援助すべきと思うがとの問いに、国・県の補助率が少ないが、あとは一般会計で対応することになっている。

一般の保健事業で独自のメニュー等予防事業をすることは禁止されている のかとの問いに、国保会計では集団検診後の栄養指導、運動指導等を実施し ている。国保会計は、国・県のかなりの援助がないと厳しい状況とのことで あった。

義務づけられている特定健診と健康増進事業の範囲の区分けはとの問いに、特定健診はメタボリック・シンドロームに着目した生活習慣予防のための健診であり、高血糖、高脂血症、高血圧の健診のメニューをそこに着眼して実施している。一般検診は胃がん検診、子宮がん検診、大腸がん検診等は今までのがん検診で実施しているとのことであった。

ほかにもいろいろ指摘があった。

議案第16号 平成21年度甲良町老人保健医療事業特別会計予算。

この会計の閉鎖年度は、平成23年度に会計閉鎖の見込みとのことであった。

議案第17号 平成21年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

特別徴収と普通徴収の対象人数の内訳は、特別徴収765人、普通徴収275人、社保から後期高齢者は327人、それ以外は713人とのことであった。

地方自治体として現実に後期高齢者医療広域連合の傘下で運営している。 今の段階では軽減措置等後退しないように、今後も国に積極的に働きかけて いきたい思いで事業の継続を実施しているとのことであった。

ほかにもいろいろ指摘があった。

議案第18号 平成21年度甲良町介護保険特別会計予算。

居宅介護、住宅改修費と居宅介護サービス計画給付費の内容は連動するものかとの問いに、住宅改修は認定を受けて手すりや段差の改修をする場合に、限度額20万円で1割が個人負担となる。

居宅介護住宅改修については、昨年は何件あったかとの問いに、20年度 は約24件、19年度は33件の利用があったとのことであった。

ほかにも指摘があった。

議案第19号 平成21年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。

販売促進の工夫はしているか、町のホームページに掲載したり、ダイレクトメールを発信しているとのことであった。

ほかにもいろいろ質疑があった。

議案第20号 平成21年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。金額別、要因別の資料から、経済的な理由で返済が困難な方を分類したが、その方が4割近く存在している。経済的な支援策、借りたものは返すこと。法的な手続きもするべきだと思うがとの問いに、町としてできるのは支払い督促等で話し合いの場を持つ。それ以降になると強制執行競売になってくるとのことであった。

1、2回しか返済していない人は、法的な手段に踏み切る決断が要ると思う。全体として改善をする基本方針が要ると思うがどうなのかとの問いに、根気よく話し合いを持って少しでも納めてもらう方向で進めていきたい。競売をしても手数料で100万円近くかかって、実際には売れない実情がある。一部補助があるが、その分を単費で持つというのは全国市町村の大きな悩みである。どうしても裁判にでもしなければならないなら議会等に協議し、上程も視野に入れて考えているとのことであった。

ほかにもいろいろ指摘があった。

議案第21号 平成21年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算。

土地売払収入600万円はどこの土地なのかとの問いに、2筆の予定、呉竹183.07平方メートルと388.17平方メートル等であったとのことであった。

議案第22号 平成21年度甲良町下水道事業特別会計予算。

工事請負費が1億90万円計上だが、あと何年かかるかとの問いに、20年度末で99%が供用開始区域となり、現在事業完了は21年度となっているが、未調整区域も多くあることから、事業延期検討中とのことであった。

議案第23号 平成21年度甲良町水道事業会計予算。

石綿管更新はどれだけ残っているのかとの問いに、21年度250メートルの工事を予定していて、町内すべての石綿管の更新が完了するとのことであった。

ほかにもいろいろ指摘があった。

報告部分で、時間の都合上割愛をさせていただきました部分につきましては、それぞれのお手元に資料がございますので、ご覧をいただきたいと思います。

**〇山田議長** ただいまの予算決算常任委員長の報告に対しまして、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇山田議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

これより、討論および採決に入ります。

日程第2 議案第2号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議 決すべき事件に関する条例について、討論はありませんか。

西澤議員。

〇西澤議員 9番 西澤です。

2 号議案について、反対討論でございます。

現時点で判明していることで判断をして以下に述べたいと思います。この条例そのものが特定の、今回定住自立圏の構想を承認するかしないか、こういう内容での条例が出た場合の前提条件をつくる条例であります。そういう点でも今回の定住自立圏構想がどんなものか、概括的につかんでおく必要がありあると思います。そして、進め方についてもきっちりと見ていく必要があります。

1つは、中心宣言が述べられています。そして、その中心都市宣言がマネジメントを明らかにして、そこに2市1対1の協定、つまりここで言えば彦根市と甲良町。他の町が彦根市とそれぞれ個別に結ぶ内容です。ですから、もともとこの制度は初めから上下が決まっている制度と見えます。

2つ目は、選考実施団体という手法に非常に危うさを感じるものでありま

す。12月の時点で既に5,500万円が彦根市に交付されたと聞きました。 そして、審議の中でも彦根市が7月24日説明を受けて、その後甲良町で、8 月だったと思いますが、議員に対する説明がございました。そういう点でも、 スタートの時点で議会の軽視、そして町民への説明不足は否めないと考えま す。さらに、条例は、先ほども言いました、まさに定住自立圏構想に限定し た条例であります。

それで思い起こすと、合併の問題も合併の是非、つまりするかしないかも 含めて検討すると言いながら、結局合併の方向に大きくかじをとられる、こ れが進みました。そういう点でも法定協議会が設置をされることと同等と私 は見ています。いつ、この彦根市との協定の議案が出されようともオーケー が出せる。こういう準備がされるものだと考えて、納得できないものであり ます。

もう一つは、この構想の出された背景が道州制の構想を打ち出されたことと軌を一にしている、時期も全く同じ時期に出されています。そういう点でも国が進めている地方自治体つぶし、1万人以下の人口のところの運営がますます困難になる道州制の布石と同じという点でも、この定住自立圏構想の協定を判断をする受け皿をつくる。今の時点で、どんなものかわからない時点でこの条例を準備しておくということ自体も私は反対の理由にしたいと思います。よろしくお願いします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**〇山田議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告どおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第2号は可決されました。

次に、日程第3 議案第3号 甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成討論です。町職員は、言うまでもなく地方自治法に定められた全体の奉仕者であります。さまざまな課題、さまざまな町民のニーズに応えて、町民の全体の奉仕者として頑張っていただく。同時に、健康や、そし

て勤務の状態、また、質疑の中で私、言いました、健康に、また福祉に重大な支障が生じるときも、町の判断で1時間以内の休息がとれることができる。このことが他の条例等で運用されているという担保もございます。そういう点でも15分の休憩時間の延長という点でも、休息をしっかりととってもらって、その上で町民から付託をされた仕事をしっかりしていただきたいということを申し述べまして、賛成討論でございます。

**〇山田議長** ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**〇山田議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第3号は可決されました。

次に、日程第4 議案第4号 甲良町下水道条例の一部を改正する条例に ついて、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇山田議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第4号は可決されました。

次に、日程第5 議案第5号 甲良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 5号について反対討論です。

町内にこの対象となる電柱等の占用をされている企業は、日本を代表する

大きな企業でありますし、また、国民のライフラインを担当する社会的責務の大きい企業でございます。そういう点から見れば応分の占用料は当然でありますし、国や県が引き下げたからといって町がそれに同上をして下げる必要がない条例主義でございますので、町としてしっかりと判断をし、差額としては70万円という説明がございましたが、その70万円というわずかな金額のように見えますが、積み重ねれば非常に大きな金額で、町民の収入源となるものであり、その引き下げについては反対の評決をする必要があると考えます。

以上です。

**〇山田議長** ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**〇山田議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。 (賛成者起立)

〇山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第5号は可決されました。

次に、日程第6 議案第6号 甲良町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について、討論はありませんか。

西澤議員。

- ○西澤議員 今回の基金条例は、新制度に基づくものだというように思います。 介護従事者の問題は、マスコミ等が報道をしていますように、非常に劣悪な 状態で離職者が14万人を超えるという報道もございます。そういう点でも 待ったなしの改善措置が求められています。本来なら、積立金は国の責任で 負担の改善を図るものであります。そういう点でも今後の検討課題でありま すし、世論を大きくして、国がもともとの財政措置を行うという方向で町民 と、また行政も声を一致させてしていく必要があるというように思います。 今回の措置は、介護従事者の処遇の改善が待ったなしというところから、こ の改善を図る第一歩としての賛成とさせていただきます。
- **〇山田議長** ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

O山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。 これより、議案第6号を採決いたします。 お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇山田議長 ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第6号は可決されました。

次に、日程第7 議案第7号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例 について、討論はありませんか。

西澤議員。

〇西澤議員 9番 西澤です。

今回、見直しの時期にあたって引き上げの計画が出されて、それに伴う条例改正であります。少なくとも引き上げを求めるからには引き上げの根拠、資料を提出すべきだというように思います。そして、今回の介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険の特別会計の予算とも関連をいたしますので、それを引用して、後に議案のときに述べますが、反対の理由といさせていただきます。

**〇山田議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇山田議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第7号は可決されました。

次に、日程第8 議案第14号 平成21年度甲良町一般会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

〇西澤議員 9番 西澤です。

現在起きている金融危機発信源のアメリカよりも落ち込みの激しい日本経済危機の中にあって、本町で最重点にすべき予算は何なのか、そのためにどんな認識が必要なのか、鋭く問われていると思います。山﨑町政が、町民の

置かれている現状に真に寄り添うようにしているのかどうか、私は否定的に評価せざるを得ないのです。そして、批判の強い箱物優先の予算配分を改めて指摘をし、この経済情勢に合った町民の暮らし、営業、応援の予算とすることを強く求めるものであります。その理由を、極めて概略的でありますが、以下に述べていきます。

1つは、収入の部です。2億9,700万円の財源不足が生じたことを概略で述べているにもかかわらず、6月以降の国の交付税、措置されるというものの、基金の取り崩しで対応し、その特別交付税が例年どおりで4億円と見込んで、あと猶予は1億円です。臨時財政対策債が81.7%増として、今回計上以外に後に見込める額は3,400万円となります。主な財源としては、これだけで1億3,400万円しかなく、財源不足としている約3億円の半額にも満ちません。その上に、法人税の収入見込みは予想以上に落ち込むことを想定しておかなければなりません。こんな収入見込み状況の中で、ふるさと交流村関連施設、くれたけセンター改築、子育てセンターを含む福祉空間等、いわゆる箱物優先の批判は避けて通れないものになっています。

2つ目に、電柱等占用料の引き下げは、約70万といえども甲良町での重要な収入源となって、引き下げることも納得できません。

3つ目に、各施策を概略的に見ておきます。

その1つは、燃えるごみの週2回収集を行わないだけでなく、ごみ減量の 責任をもっぱら町民に押しつけるものとなり、週2回にする上での財政上の 見通しすら検討していないことであります。

2つに、障害者自立支援法による応益負担への批判らしいことは言うものの、わずかな財政措置で可能な町独自支援は、今期も検討するにとどまり、 導入していないことであります。

3つ目に、雇用確保と中小商工業建設業者の営業を守ることこそ最大の景気対策としての位置づけで、町長部局、役場挙げて取り組む必要があります。私たちが提起しているように、総合窓口をつくり、各課の連携を強化すること、町内企業の非正規切りの実態をまず掌握することが大切です。そして、大企業、中堅企業、とりわけ工場誘致奨励で固定資産税の軽減を受けた企業は社会的責任を果たすよう指導することが求められています。中小企業の経営を支えるための20年度補正で組まれた保証料の補填を21年度も継続をし、大幅に拡充することが必要で、国のセーフティネット保証を徹底して町内業者に知らせる必要があります。これらに必要な予算を計上することが必要であります。

4つ目に、住宅リフォーム制度は中小建設業者が多く、小回りのきく工事 という点でもぜひ実現し、中小建設業者の仕事おこしと家庭の水洗化やバリ アフリー化、改修工事の応援となり、経済波及効果も大きいものであることが既に実施した市町村で実証されています。

5つ目は、人権に名を借りた歪みと特別対策からの脱却は、甲良町で欠かすことができない課題であることは明確です。同時に、その課題も現局面で大変困難に見えますが、展望が開きつつあることが言えると思います。それは、歪みや特別対策の恩恵を受ける方々はごくごく少数であり、経済情勢や民主主義の発展、何よりも町民の良識が発揮されつつあるということです。

そして、同和問題にかかわる事業をタブー視している限り、歪みを歪みとして批判し、それがたとえその地域、どんな人であっても、またどんな施策であっても、おかしいものはおかしい、間違いは間違いと。また、正しいことは正しいとお互い言い合える関係でなければ、町も地域もよくならないと考えています。

6つ目に、新総合計画策定事業に683万6,000円もの税金を投入する計画であり、せっかくの町民意識を調査する機会なのに、ふるさと交流村に対する意見をあえて求めないことがわかり、驚いています。ここに山﨑町政の姿勢の特徴を見る思いであります。かえってふるさと交流村の計画がいかに自信のない計画なのかと思わざるを得ません。

最後に、予算は行政の顔と言われます。去る6日、一般質問への答弁中に あらわれた議会干渉は、越権行為であるとともに、答弁中に答えれば済むも のを議員の正当な議会内外の活動を押さえ込もうとする高圧的な姿勢も本予 算に、調査の中でもあらわれていることを指摘しておかなければなりません。 以上で、反対討論といたします。

O山田議長 ほかに討論はございませんか。 藤堂与三郎議員。

#### 〇藤堂与三郎議員 10番 藤堂です。

一般会計について討論を行いたいと思います。100年に一度の他に類を 見ない経済不況の中で、公共事業の減少、あるいは企業経営の悪化による内 定の取り消し、または派遣切り等々。働きたくても働く場所がない、住むと ころがない、あすの生活をどうするという状況に置かれる人が後を絶たない 昨今の現状でありますけれども、甲良町といたしましては、雇用対策として 緊急雇用対策、ふるさと雇用対策事業等、町独自の対策も講じながら 約4,400万円の費用が見込まれていることです。

また、少子化に対しましてでも、子育て支援、また高齢化社会に対応する施策が盛り込まれております。少子化、子育て支援については妊婦健診が11回で7万、不妊治療への支援も長年の懸案でございましたし、子育て支援については特に長年の懸案であった未就園児の一時保育があります。この事業

は将来的に拡大していってほしいものであると私は考えておりますし、特に子育て支援センターの移転につきましては、健康づくり、認知症予防サロン、次世代交流拠点が充実し、民家を改修しての地域密着支え合いグループハウスが整備されることにより、ひとり暮らしの困難な元気老人の共同生活、同場所での井戸端サロン。井戸端サロンにおきましては、私どもの集落におきましても、お茶飲み交流会等で今から楽しみにしておられるグループが現在もございますし、また、それとは別に、長寺集落にある支援センターが集落の自治会で共同利用されるというような話も聞きました。自主運営というような形で新しい1ページが開けてくるのではないかなと私は期待をしておりますし、ほかに公共事業としましては、呉竹改修センターでの4億4,000万余りがあるわけですけれども、これは東学区の長寺センター、東学区交流センターと並び、西学区が待ち望んでいた西学区の交流センターという位置づけをされております。

農村・農業振興施策についても、園芸作物振興事業補助621万なり、井戸、水道水の補助、何回も申し上げているんですけど、やっと実現したという思いで農業者も喜んでおりますし、その中に水道水の引けないところのポンプの補助等が入っており、農家に期待するところは大きいものがあると確信をしておりますし、交流村整備事業についても、いろんな世間的な、今現在、ビラ等に対する批判、いろんなもので論争が分かれておりますけれども、真に農業をされておる方々はこのような設置を望まれているわけでございます。

また、計画運営協議会が設置されるので、十分協議をいただいた上で、最小の投資で最大の効果を上げられることを期待いたしまして、この会計の賛成討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**〇山田議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第14号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立 願います。

(賛成者起立)

〇山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第14号は可決されました。

次に、日程第9 議案第15号 平成21年度甲良町国民健康保険特別会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

〇西澤議員 9番 西澤です。

国保税の滞納問題が依然として続いています。滞納を累積させている中心的な要因を根幹から取り除く必要があります。高くて払いづらい。払えば生活が成り立たないという家庭の収入や雇用状況にあります。今の経済状況に見合って世帯割と人数割を引き下げること。そのために一般会計からの繰り入れを増やして抜本改善をする必要があります。緊急の家計防衛対策となり、この経済危機の中、失業は営業不振に陥っている町民への応援メッセージとなると確信をします。財源は、ふるさと交流村の施設関連の一部をやめるだけで十分に賄える予算であります。滞納世帯の協力を求める大義もそれで成り立つことになるのではないのでしょうか。本予算は、以上のような工夫、政策的な配慮を求めて、現時点の判断で反対討論とするものであります。

**〇山田議長** ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**〇山田議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第15号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告どおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(替成者起立)

〇山田議長 着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第15号は可決されました。

次に、日程第10 議案第16号 平成21年度甲良町老人保健医療事業 特別会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

- ○西澤議員 本予算は、後期高齢者医療制度が新しくできたことと関連をしますが、残事業の清算を受けるために残された会計だと判断しました。その点でも特別の問題がないと認めて賛成をいたします。
- **〇山田議長** ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**〇山田議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第16号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇山田議長 ご着席願います。

起立全員でございます。

よって、議案第16号は可決されました。

次に、日程第11 議案第17号 平成21年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

〇西澤議員 9番 西澤です。

この制度が存続することそのものが、反対する中心的な理由であります。 以下に理由を述べますと、1つに、国会の一院で、制度が始まったその年の うちに廃止法が可決をした重みを受けとめる必要があります。2つ目に、75 歳という年齢で区切りを分けて、一番医療を必要とする高齢者を別建ての保 険制度に囲い込むことであります。3つ目に、国の総医療費抑制路線を強行 し、定額制の導入など、必要な医療までも制限するさまざまな差別的な医療 制度が導入をされています。人権を守るというならば、国の冷たい政治から 町民の命を守る具体的な施策をつくることが真の人権尊重の町だと私は思い、 この点でも、この後期高齢者医療制度の続くことを前提とした会計に反対を するものであります。

**〇山田議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第17号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告どおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第17号は可決されました。

次に、日程第12 議案第18号 平成21年度甲良町介護保険特別会計 予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

介護保険制度は、第4期を来年度迎えます。この間、介護サービスの送料

は増加していますが、社会保障切り捨ての構造改革によって住民負担が増え、制度を利用できない事態が進んで、介護を苦にした痛ましい事件も続いています。また、家族介護の負担で、1年間に14万人が離職したと伝えられています。介護保険制度は、憲法25条が定める生存権をすべての高齢者などの介護を必要とする国民を保障する立場に反して、現状は誰もが安心して介護を受けられる現状ではありません。そして、介護従事者の処遇改善のための基金積み立てという理由のもとで、またぞろ住民負担が増えることになります。しかも、抜本的改善に不可欠な国庫負担を増やすことは見送られました。そのような中で、今回、介護保険料引き上げも盛り込んだ特別予算となっています。一般会計とも連動しながら、保険料、利用料の負担を軽減する措置が求められていることを申し述べて、反対理由とするものでございます。

**〇山田議長** ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**〇山田議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第18号を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告どおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第18号は可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。

(午後 3時15分 休憩)

(午後 3時30分 再開)

**〇山田議長** それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、日程第13 議案第19号 平成21年度甲良町墓地公園事業特別 会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

〇西澤議員 9番 西澤です。

この会計では、既存のお墓が大変狭くなっているとはいえ、現状で事足りているのが町民の現実だというように思います。また、売れ行きぐあいを見ながら順次区画増強の、区画を増やすのではなくて、一気に400近い区画を整備したことや、利用しづらい高い場所という難点はありましたが、長期の目で、また前向きに考えて、真に定住人口を増やして甲良町に移り住める条件を整えれば可能だとの立場でこの問題を単純にいかないと思いますが、

解決のために知恵を出し合う必要を提起しておきたいと思います。 賛成討論 でございます。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**〇山田議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第19号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。 (賛成者起立)

〇山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第19号は可決されました。

次に、日程第14 議案第20号 平成21年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、討論はありませんか。

西沢議員。

〇西澤議員 9番 西澤です。

同和対策事業の中心事業である住環境の改善と住民の自立を促す目的の中に位置づけられた事業の1つが、この住宅新築貸付事業であると考えています。貸付総額のうち、約97%を返済され、もう一つの持ち家資金の方は99%償還をしていっている中で、同和対策事業が初期の目的を達成したのか、図る1つの重要なバロメーターではないかと考えます。借りたものは返す、この当たり前の原則が全体として定着していることそのものが同和問題の解決に、そして、いわれのない偏見の克服に資するものと確信するものであります。

ちなみに、豊郷町がこの会計閉鎖されるにあたり、2億円を超える余剰金を生み出したことを知り、その余剰金は地区住民の汗と涙の結晶として、地区住民はじめ、町民に有効に活かすべきだとの論議を傍聴する機会に恵まれました。聞いていて、まさに融合、交流、平等の基金とすることができるんだなと感動を覚えてきました。

私は、この内容こそ1、2回しか返済していない方に説得する立場にしなければならないと思います。生活、収入に応じた条件変更などの温かい対応で滞納克服をめざす必要があるものです。今回、本会計の性質から考えると、当局の努力はいまだ見えないものでありますし、一般会計からの持ち出しは当面続くことからして賛成できないことを申し上げておきたいと思います。

**〇山田議長** ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**〇山田議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第20号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。 (賛成者起立)

〇山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第20号は可決されました。

次に、日程第15 議案第21号 平成21年度甲良町土地取得造成事業 特別会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

会計原則から、この土地取得造成特別会計を考えますと、この会計で保有している土地が売却されずに放置されているということは、その土地を取得するに必要な資金なり、借入金が累積しているということになります。監査請求時点からは減少してまいりましたので、仮にでありますが、1万平方メートルとすると単価6,000円と仮にしても6,000万円の財産が眠っていることになり、造成費用、利息などを含めると、推計でありますが、1億円を超える資金が投入されたことになります。そうした町民の協力と負担で進められた造成、宅地造成事業であると思えば、その土地に家の建築を承諾したり、長年にわたり代金を回収しない、固定資産税を課税しないと負達を承諾したり、長年にわたり代金を回収しない、固定資産税を課税しないと負債は、どんな理由をつけても許されるものではありません。これは、同和行政継続という立場の方でも、行政事務の歪みは容認できない点で一致でものではないかと思います。現に、家を建てたり、事務所ハウスを置いているところだけでも2筆以上あり、公募の予定地を増やす構えが必要でありますし、一般会計に貢献する立場が弱いことも指摘しておかなければなりません。

以上で、反対討論といたします。

**〇山田議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇山田議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第21号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。 (賛成者起立)

〇山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第21号は可決されました。

次に、日程第16 議案第22号 平成21年度甲良町下水道事業特別会 計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

〇西澤議員 9番 西澤です。

この会計で最大の問題点は、一家庭での受益者負担金に16万円の地域と6万円の地域の格差があり、その差は経済的能力で分けていない同和減免の制度が残されていることであります。しかも同会計の中で設置されている水洗化促進補助金は、経済的負担能力に対応した制度になっており、字による負担の大小は根本矛盾をあらわしています。不合理な負担のあり方を改善することを求めたいと思います。

よって、本予算には反対をいたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**〇山田議長** ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。 (賛成者起立)

〇山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第22号は可決されました。

次に、日程第17 議案第23号 平成21年度甲良町水道事業会計予算 について、討論はありませんか。

西澤議員。

〇西澤議員 9番 西澤です。

基本水量に達しないご家庭が相当数あります。私の持っている資料は4年か5年ほど前の資料でありますが、基本的には変わらないと思います。100年に一度と言われる経済危機の中で、ほとんどの家計に影響を与える水道料金の見直しを断行すべきときだと思います。

一方、北海製罐には1立米8円での提供となっており、一般家庭料金に換

算をして試算しますと、約4,100万円の雑収益となる計算であります。 大企業に甘く、町民に厳しい料金設定を早期に見直すことを求めたいと思い ます。

今回の水道会計のその姿勢を改めなければ、再検討をする必要があることを表明して、今回の私の認識としても進んでいないこともあわせて、また、 今後の検討をぜひとも要請をして、今会計は賛成討論であります。

**〇山田議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇山田議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第23号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第23号は可決されました。

次に、日程第18 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第121条の規定によりましてお手元に配布いたしておりました文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇山田議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第19 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを 議題といたします。

会議規則第75条の規定によりまして、各常任委員長からお手元に配布いたしておりました文書のとおり、閉会中における継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各常任委員会からの申し出のとおり、決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇山田議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

次に、日程第20 追加議案第24号 平成20年度甲良町一般会計補正 予算(第6号)を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

〇大橋事務局長 議案第24号 平成20年度甲良町一般会計補正予算(第6号)。

上記の議案を提出する。

平成21年3月19日。

甲良町長。

〇山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

〇山本総務課長 それでは、議案第24号 平成20年度甲良町一般会計補正 予算(第6号)でございます。

開けていただきまして、今回補正につきましては 1 億 3 , 8 6 7 万 4 , 0 0 0 円を追加し、 3 7 億 4 , 2 4 1 万 5 , 0 0 0 円にお願いするものでございます。歳入歳出予算の補正につきましては第 1 表で、繰越明許費の補正は第 2 表でご説明申し上げます。

それでは、1ページでございます。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入、13款 国庫支出金、補正額1億3,867万4,000円の追加、歳入合計といたしまして、補正前予算額36億374万1,000円に1億3,867万4,000円を追加し、補正後の予算額を37億4,241万5,000円にお願いするものでございます。

続いて、2ページです。

歳出、2款 総務費、補正額1億3,306万4,000円の追加、3款 民生費561万円の追加、歳出合計は歳入合計に同じでございます。

3ページでございます。

第2表 繰越明許費補正、追加といたしまして、2款 総務費 1項 総務管理費、定額給付金給付事業、金額といたしまして1億3,306万4,000円、3款 民生費 2項 児童福祉費 子育て応援特別手当支給事業561万円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- **〇山田議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。 北川議員。
- ○北川議員 今回の補正は、いわゆる政府、麻生総理が今年の目玉事業の1つとして定額給付金を支給するということに基づいた補正でありまして、当初のうちは、この定額給付金も賛否両論ありまして、辞退するとか、あるいはもらわないとか、いろんな議論がされました。

しかし、最終的には定額給付金の国会での可決によりまして、一気に給付

金の支給が待たれるというような形で、国民のいろんな人から、その声が大 きくなってきました。

そういう中で、甲良町も先般の新聞では13市13町で、甲良町を含む何市何町か知らないんやけど、5、6の市町村やと思うんですけども、5月の中旬以降、これは、それまでにほとんどのところが支給をすると。甲良町は一番後の方に新聞にも書かれておりました。

この前、議運でもお尋ねをしましたが、4月18日に集落説明会、そして5月13日から支給を開始するということであります。町長の説明では、私はもっと早うならんかというような説明をしていましたら、町長の説明では、4月は春祭りが各集落であるので、集落懇談会がなかなか開けないと。だから5月にずらすというようなことでありました。よく考えてみると、犬上3町、豊郷も甲良も4月にいろんな集落で祭りがあるんですね。そういう中でも4月に支給すると言うているんです。

町長に1点だけお聞きします。もう少し甲良町の町民の皆さんも早く欲しいという思いがいっぱいあるんですけども、縮めるということは難しいんですかね。町長。

- ○山崎町長 それについてはいろいろ検討をしておりましたし、即、国の方で 議決された時点で次の日には支給しているようなところもございました。私 どもも当初からやはり法律が通ってからということでございますし、そうい う段取りをしておりました。18日、あの週が説明会やなしに実際に交付の 手続でございます。手続をその日に済ませていただきまして、若干5月も終 盤の方かなと思ってましたんですが、13日には支給を始められる。第1回 目の支給が13日の予定でやっておりますので、ご理解をいただきたいなと いうように思います。
- 〇山田議長 北川議員。
- ○北川議員 町長の話にもありましたが、交付が決まった次の次の日ぐらいには現金で町長さんか村長さんが1軒1軒回ってお渡しされて、大変ありがたいいうて、涙ながらに喜んでおられる方もおられたということでありますので、甲良町も別に競争意識を持つわけやないですけども、1日も早い交付が望まれていますので、できるだけ5月の13日にこだわらんと、連休直後にでもすぐ支給できる。こういう迅速な体制が一番信頼を得る1つの機会でもあるし、頑張ってもらいたい。このように思います。総務主監、このことについて。
- 〇山田議長 総務主監。
- ○野瀬総務主監 相当検討いたしました。5月13日になったことについては、 基本的に多額な現金を取り扱うということで現金給付も考えたんですが、安

全確実な口座振り込みということにしましたので、5月13日を第1回目としたい。

そして、各字お祭りがあるという北川議員のご質問でありましたので、各字区長さんに、各字での申請手続事務の出かける日を4月11日と18日、どちらを選択いただけますかという調査をしまして、きのう回答が全部そろいまして、おおよそ半分ずつの受付になりますが、最初の振り込みは5月13日でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

**〇山田議長** よろしいですか。

ほかに質問はございませんか。

西澤議員。

○西澤議員 北川議員とも関連する質問があるんですが、2つございます。

1つは、先ほども町長の答弁があったように、国が決定した翌日にテレビで報道される、こういう準備をしている自治体とそうでない、甲良町のように法律が通ってから準備をする。この差はどういうところから生まれるのかという点でも、私、聞くのはいつや、いつやと。何で甲良町は遅いんやということを聞くわけですけども、以前、定額給付金の発表があったときに、県下の自治体の評価が新聞に出されておりました。その中では、甲良町の見解は、2兆円の財源があるならばもっとほかに使い道があるのではないか。結構批判的なコメントが載っていました。それとも関連をするのかと、そういう、つまり私は、国の法律が通った翌日にということは、通ることを前提にしてその自治体が準備をしている。実務上の準備を始めているということでありますし、批判的な見解であれば最後まで様子を見ているというのもあります。

もう一つは、その批判的な見解と別に、この国の法律が通るまでに、いわゆる実務準備、受け皿をそれまでにつくっておくという準備が全くされていなかったのではないかというように思っています。その点でも準備のご苦労はあったと思いますが、その点での庁舎内での準備状況を報告いただきたいというように、私の疑問点の中であります。

それから、もう一つは、給付要綱が議案と一緒にいただきました。その中に、住民基本台帳に記載されている方と。問題になっています路上生活とか、台帳に記載されていながら連絡のとれない方が発生してくるというように思います。その点では、その下の方にいろいろ、自治会の非加入者や、それから転出者、申請事務困難者等の別途対応が書かれていますので、住民基本台帳にありながら連絡のとれない人などについての対応もどういうように想定されているのか、この2点、よろしくお願いします。

#### 〇山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 給付時期と行政準備の関係でありますが、当初は主監会議で、現金給付でやってはどうかというふうな提案を受けまして、なろうものなら甲良町は、国の方も年度内支給を始めるようにという総務省の指示もありました関係で、いち早く現金給付で完了していきたいという気持ちがありましたので、検討はいち早くやったんですけど、結果といたしまして関連法案が通過をしていかないと定額給付事業はスタートできないということから、安全策で、国の指示も現金よりも、どうしても現金が難しい場合にはそうであるが、それ以外の場合には振り込み方式という指示も来てありましたので、その方式に変えました。

それから、振り込み期間がスタート、私どもは5月13日を予定しているんですが、5月13日から6カ月以内に完了するようにということでありますので、当然早い人は一斉に行きますが、今ご指摘のある住民基本台帳に登載されていますけども申請事務ができない人、あるいは追跡調査をしなければならない人につきましては、個別別途対応をしていきたいというふうに思っております。

- 〇山田議長 西澤議員。
- ○西澤議員 この定額給付金についての見解は、後で討論のところで述べさせていただきますが、決まった以上は住民が受けとる権利があるという点で、この交付要綱は最終決定ではないというように要綱上では思います。しかも、それは予算執行が今回補正予算で決定されれば、すぐにでも実行に移せることですから、要綱を変更して、できるだけ早く字との関係、それから区長さんとの調整等も急いで、この給付の開始日、それから、それを始めようとすれば徹底期間が要りますし、申請書の発送が4月9日となっていますので、この点でも、きょう可決すればすぐにでも体制に移すということで、前倒してスケジュールが進めることができるかどうか、この点、再度お聞きしておきます。
- 〇山田議長 総務主監。
- ○野瀬総務主監 準備につきましては、先ほど答えましたように、4月11日の集中受付の集落、4月18日の集中受付の集落、人口規模にいきますとほぼ半分ずつという集落の回答でございます。

それから、きょう議決をいただいた後、来週の月曜日、23日になりますが、甲良町の支給につきましてを、チラシを全戸一斉配布をしたいということで、甲良町の考えている支給方法とスケジュールを町民の皆さんにお知らせをしていきたいというふうに思っています。

それから、集落の区長さんへのお願いにつきましては、各字申請のときには2人の集落代表の人の立ち会いもお願いしておりますが、この名簿につい

て、もう既にきのう時点でいただいております。

それから、通帳のコピー、この通帳に入れてくださいという人は通帳のコピーもしなければなりませんので、コピーの有無の調査も完了しているというところでございます。

以上であります。

- 〇山田議長 西澤議員。
- ○西澤議員 交付要綱に、自治会非加入者というのがありますが、自治会に加入している人であっても、区長さんを通じて、そして11日と18日というご回答がありましたが、国が支給する給付金という性格から見ても、その窓口を町が対応するということから見れば、直接の申請もあり得るというようにしなければならないと思いますが、その点、給付金のお知らせの中に書き込む必要があると私は考えますが、その点はどうなんでしょうか。
- 〇山田議長 総務主監。
- ○野瀬総務主監 第1回目の郵送による通知、いわゆるここでは4月9日ですが、これは住民基本台帳に登載されている全所帯主に郵送で送る予定をしております。ただし、自治会非加入者というのは、区長さんを通じて広報であったり配布物が配布をできない方、いわゆる直送という方がおられますので、この方も含めて4月9日には一斉に郵便で送ると。そして、集中受付には、自治会に加入されておりませんので、多分来られないであろうという予想をしておりますので、それは個別の対応をしていきたいというように思っています。
- **〇山田議長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

〇山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。 討論はありませんか。 北川議員。

○北川議員 私は賛成をしたいと、このように思います。1人18歳以上65歳までは1万2,000円、65歳以上と18歳以下の人は2万円ということで、1家族平均すると、大人2人と子ども2人の家族でも4万円の6万4,000円、これだけの支給があるということでございます。それに、4歳、5歳児も1人3,6000円という支給もあるということで、非常にこの景気の低迷の中で、いろんな、これを当て込んでホテルの1万2,000円セットやとか、旅行やとか、いろんな商品で宣伝をされておりまして、消費の低迷が少しでも拡大の打開策になればいいなと。国もそういうことを目的に支給しているわけでありますから、そういう方面では景気の少しでも回復につながってもらったらありがたい、このような思いをしております。

先ほど言いましたように、3世代、そういう家庭になると10万円を超えるのではないかな、そのような思いをしております。さっき野瀬主監が、一応今回甲良町は、口座振替ということで振り込みにするということを言われております。それぞれの所帯主の口座に振り込みがされるということになるわけですね。5月ですから重複するのかどうかわかりませんが、所帯主から町税等、そういうまた引き落としがあるということを考えると、そこに振り込まれたお金が、給付金が引き落としに遭うことのないように、私はそういう部分も考えないかんなというような思いをしておりますので、そういうことで、後でトラブルの起こらないようによくよく気をつけていただきたいということをお願いして、賛成をしたい、このように思います。

**〇山田議長** ほかにありませんか。

西澤議員。

〇西澤議員 9番 西澤です。

この給付金は、麻生首相の発表以来、本当に迷走に迷走を続けて今回の形にたどり着きましたが、我が党の小池参議院議員が今いみじくも指摘しましたように、ばらまき一瞬、増税一生という、3年後の消費税の引き上げがセットであることが経過からもいよいよ明らかになってきました。私たち国民が望んでいるのは一瞬の慰めではなくて、この政治の温かな、国民生活を支える施策であります。2兆円という一時的なものではなくて、医療費を引き下げてほしいとか、景気対策となる消費税の食料品非課税とか、そういったところに使ってほしい。こういう声が多数であります。給付金のつくられた背景からすれば、選挙目当ての税金ばらまきのそしりを免れないものであります。

その上で私たち日本共産党は、国会で批判的論戦を展開をしたこともあり、 国会議員は受けとらないことを、決定ではありませんが、申し合わせました。 そして、国民が受けとることを批判をしたり、権利を奪うことができないの もまた事実であります。そういう点では、この範囲で、安全で速やかな実施 を希望をして、賛成討論であります。

**〇山田議長** ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**〇山田議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

ご着席願います。

〇山田議長 起立全員であります。

よって、議案第24号は可決されました。

次に、日程第21 追加議案第25号 甲良町課設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第25号 甲良町課設置条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成21年3月19日。

甲良町長。

〇山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第25号 甲良町課設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

第2条中、税務課の次に収納促進課を加える。第3条中、税務課の次に収納促進課、1号、滞納整理に関すること、2号、納付相談に関することを加える。

付則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行いたした いものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- **〇山田議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。 西澤議員。
- ○西澤議員 4点ばかり、続けて質問をいたします。

1つは、この課の設置条例ですが、新しい体制が組まれるという点であります。これは以前から検討されてきたというように思いますが、それであれば会期の始まり、議員の検討期間をしっかりと持たせるというのも、論議を持たせるというのも大事であります。その点で、なぜ最終日になったのかという点で、私、疑問を持っています。

2つ目に、新しい課をつくる必要性は何から出てきたのかという問題で、 どんな背景があったのかを明らかにしていただきたいと思います。

3つ目に、税の滞納が発生する原因、これは監査委員の報告にも監査結果 にもありますように、累積を積み重ねています。その点でも、以前から、私、 指摘をしていますが、滞納の発生する原因をどのように掌握をしているのか、 分析をしているのかであります。

それから、新しい課をつくることによって、何がどう変わるのか。体制上 も、具体的なところも含めてご説明願いたいなと思います。よろしくお願い します。

- 〇山田議長 総務主監。
- ○野瀬総務主監 ただいまの質問でございます。課の設置条例が、最終日の追加提案で、当初から考えていたとすれば遅いではないかというご指摘でございます。当初は20年度から取り組んだ先進といいますか、20年の取り組みの町を参考にしておりましたが、税務課の中のグループでチームをつくるというスタイルと、それから、課を起こしてやるというスタイルの二通りがありまして、甲良の場合には税務課のグループでやる方向で検討しておりましたが、今回、追加になった経緯につきましては、2つ目の必要性であります。

滞納整理に臨む姿勢といたしましては、従前の税務課と滞納対策を分けた 方がはっきりするであろうし、それと業務の内容もしっかりチームでやると いうことがはっきりしますので、最終段階といたしましては、課の設置をや るということに決定いたしました。

それから、累積の分析等々でありますが、これは、従前から町は町の方式で積み重ねてやってきたということが、このチームによって新たな知識なり、方法の習得をするということもありますし、税を中核としてあらゆる量、滞納等への波及といいますか、内部で職員研修をすると、広めていくということもありますので、今後その手法については分析も含めて学んでいきたいと思っています。

それから最後の、何がどうということになりますが、あわせまして課の設置ということに対しまして、今後甲良町も大きな課題であった滞納整理に積極的に臨むという大きな姿勢を全面的に出していく。そのためには課を起こしてでも前向きにやるんだという姿勢を行政が表明し、議会にも認めていただいて町民へ啓発をしていきたいということでございます。

以上であります。

- 〇山田議長 西澤議員。
- ○西澤議員 今の答弁を聞いていますと、収納技術、これは行政と分離をして収納技術だけを習得する。極端に進んでいきますと、サラ金の取り立てが一番すばらしいわけであります。そういう点から見れば、行政事務と、そして行政課題との関連で滞納が発生するという視点が非常に大事であります。そういうところから見れば、収納技術だけが一人歩きをする。県の指導が強力に入る。新聞報道で見ますと、よそ者パワーということで、そういうしがらみなしで、取り立てることを遠慮せずにできるという点がありますが、この点はどうなのかということですね。

それからもう一つは、収納促進課に滞納整理に関すること、それから納付相談に関すること、これは以前税務課でも、この1つ、2つの業務は進めて

いたことでありまして、今回、改めて別の収納促進課にしなければならないという点では、同じ税務課の中で、もちろん今まで進めてこられたわけで、今回の新しい課をつくって推進するということになれば、先ほど言いました、収納技術の習得、蓄積、そして強化という方向に進まざるを得ないというように思うんですが、その点の疑問、よろしくお願いします。

- 〇山田議長 総務主監。
- ○野瀬総務主監 収納技術の向上で、最初からでありますが、今まで甲良町は訪問徴収等を中心にやってきたわけでありますが、当然全協、議運の場でも申しておりましたように、書面通知、書面でのやりとりが中心になっていくというふうになりますし、今まで我々はこういう甲良町のやり方やというのを基本スタイルにしておりましたが、本来どうあるべきかについてをよく学びたいというふうに思いますし、もちろん滞納発生の原因はどうだと、あるいは、どういう事情でどうなっているというとこら辺についてはさらに分析を深めたいと思います。

それから、特化をしているということでありますが、今回、県の職員の方が2名、これは併任事例、うちの派遣職員も県の併任というふうになりますので、4人の併任事例が出るということになりますので、当然県につきましては個人住民税というふうなものに特化をした徴収を、力点を置いてやるということになりますので、当面はこれを中心に業務を推進ということになりますので、我々はそれを広く学びながら、あらゆる量、滞納等に活かしていきたいというものでございます。

それから、県の職員派遣については、この制度では最大2カ年次ということになりますので、その後、町に独自に収納促進課をどう動かしていくかというのは、この2年間でそれらを十分マスターしていきたいと思っております。

- 〇山田議長 西澤議員。
- ○西澤議員 最初に質問した、会期の末に上程をされた点であります。滞納問題は、単に滞納を累積してきたという金額、税金だけの問題ではないことは、以前、私も2つの角度で指摘をしました。義務を果たすようにさせるということと、義務を果たそうにも果たせない経済状態、収入状態をどう一番身近な行政として手当てをするかというところが、課題が挙げられています。そういう点で、新しい課を設置する、その背景には、今、野瀬主監が言われたように、甲良町が抱える課題の解決をどうするかということを抜きに考えられないわけです。そういう点から見れば、私は会期の始まりに論議がされていることであれば提案をして、議員が、議会が、この問題についてどう向かって、そして新しい課の設置に進むかという論議が必要だというように思い

ますが、再度、ご見解をお願いいたします。

- 〇山田議長 総務主監。
- ○野瀬総務主監 最初の質問と重複いたしますが、当初はグループでいいんじゃないかというふうに思っておりましたが、税務課の仕事と、先ほど申したとおり分けて考えるということから課の設置が必要だというふうに思いましたし、それから、この事務を進める上において、1名の派遣については県への要望をしてまいりまして、いよいよ議会が始まってから協定への準備という作業に入りましたので、若干県と町の事務手続きが遅れていたということにもなりますし、県においても派遣者をどう進めていくかというのは、まだ今真っ最中の検討中でありますので、協定を結ぶと、県知事と町長が協定を結ぶという段階でおおよその事務がはっきりしましたので、そこから検討ということで検討が遅れたということは否めない事実でございます。

以上です。

**〇山田議長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

〇山田議長 ないようですので、これで質疑を終わります。 討論はありませんか。 西澤議員。

○西澤議員 質疑の中でも指摘をさせていただきましたが、滞納の問題、そして、課を新しく設置するというのは、単純な機構改革だけではないというように思います。そういう点からすれば、町民的論議が必要ですし、少なくとも議会の中での制度変更、機構変更をする上での背景の問題をどうするのかという論議を抜きに考えられないと思います。そういう点では最終日に出されて、この質疑の討論の機会はありましたけども、十分な時間的期間がございません。そういう点の1つの理由です。済みません、反対討論です。

2つ目は、正しい課税と正しい徴収は、私は一体のものだというように考えます。地方自治体では政策的評価が不可分のものとして納税行為は存在すると考えられますし、以前からもこれは指摘をしてまいりました。もちろん政策に納得できないから、その理由で納税を拒否することは許されないのは言うまでもありません。むしろ納税義務を課すからこそ参政権も積極的に考えるものとなりますし、こういう点からも新しい課の設置をどうするかという町民的論議が私は必要だというように思います。こういう論議を経ないままで、小手先の機構改革になってしまう危険がありますし、先ほどの答弁がありましたように、町税技術の習得というところに進めば町民との軋轢を増していきますし、町政への信頼関係を損なう原因ともなってまいります。そういう点からも、身近で、しかも顔の見えて、いろんな点で苦情や、またい

い点を論議し合える町の人口規模という点から見ても論議を尽くしていく必要があります。

最後に、私は、1つの課をつくるということは新しい中間管理職をつくるという点で管理職を増やすことにもなりますし、この課の設置条例は時期尚早ということを指摘をさせていただきまして、反対討論といたします。

**〇山田議長** ほかに討論はありませんか。

藤堂与三郎議員。

〇藤堂与三郎議員 10番 藤堂です。

今、課の設置条例、県職2人と町職1人ずつで促進課を加えるということですけれども、従来から、昨年までも従来までも、県職1人と町職1人で個人の住民税と県の住民税徴収業務に当たっていたいきさつがあると思うんです。この方式をずっと続けていくと、単年度、単年度で終わってしまいますし、また、県の職員におきましては自分の県税の方だけを徴収すれば義務が果たせるというような状況が私はあったと思うんです。町職員はその後で町税もと、個人の町税もというような施策であって、いわゆる県民税を徴収した人からすべて住民税が徴収できたという実績は、過去では私はなかったなというふうに思っております。県民税の方がはるかに上回っていたというような記憶がありますので、2年間ですけれども、いわゆるきちっとした組織が立ち上げることを私は期待をして、賛成討論にしたいと思います。

**〇山田議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇山田議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第25号は可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、町長のあいさつがあります。

山﨑町長。

**〇山崎町長** 21年3月定例会を3月5日に招集いたしまして、15日間、長い間いろいろと議論をいただきまして、ありがとうございました。

提案いたしましたすべての議案、原案どおり可決をいただきました。委員 会等でいろいろと議論いただいたこと、そしてご意見をいただきましたこと をこれからの行政の執行に活かしていきたいというように思っております。 今後とも行政全般にわたりまして、ご指導、ご支援をいただきますことを お願いいたしまして、御礼のあいさつにかえさえていただきます。どうもあ りがとうございました。

〇山田議長 これをもって、平成21年3月甲良町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時30分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定に より署名する。

甲良町議会議長 山 田 壽 一署 名 議 員 木 村 修

博

署名議員金澤